

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成24年5月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	盛岡市川目第1地割及び第4地割並びに根田茂第8地割の各一部、川目第2地割並びに砂子沢第2地割の一部
宮古市	宮古市刈屋第6地割から第8地割まで及び第10地割から第17地割までの各一部、茂市第1地割から第3地割までの各一部、江繋第1地割、第3地割及び第10地割の各一部、江繋第2地割及び第8地割、箱石第4地割の一部、音部第1地割及び第4地割から第6地割までの各一部、重茂第1地割、第3地割から第7地割まで、第10地割から第12地割まで及び第14地割から第21地割までの各一部、和井内第14地割の一部、長沢第20地割から第23地割まで、赤前第11地割及び第12地割、田老字上撰待、字撰待、字荒谷、字館が森及び字岩瀬張の各一部並びに田老字川向、字野原、字払川及び字片巻
大船渡市	大船渡市猪川町の一部
遠野市	遠野市上郷町細越29地割、31地割、36地割及び38地割の各一部並びに細越40地割から44地割まで
一関市	一関市千代田町、上大槻街、旭町、磐井町、駅前、大手町、大町、五十人町、桜木町、地主町、城内、新大町、関が丘、田村町、八幡町、東地主町、南新町、宮坂町、豊町、字久保、字北靈隠、字樋渡、字鳴神、字南靈隠、字吸川街、字深町、字反町、字柳町、字二本木、字沼田、字宇南、字散田、字柄貝、字相去、字沢、字機織山、字千刈田、字北十軒街、字下大槻街、字釣山、字新山、字西沢、字東花王町、字南十軒街及び字要害、三関字外谷起及び字小沢の各一部、三関字桜町、字仲田、字日照及び字神田、真柴字千刈田の一部、真柴字中田、中里字上大林、字神明、字舟場、字荒谷、字新川原及び字川原の各一部、中里字石川瀬及び字在家並びに狐禅寺字石ノ瀬の一部
釜石市	釜石市甲子町第3地割、第4地割及び第6地割から第10地割までの各一部、大字平田第1地割の一部、千鳥町一丁目、中妻町一丁目から中妻町三丁目まで、上中島町一丁目から上中島町三丁目まで、八雲町、大字釜石第8地割及び第9地割並びに大字平田第3地割
二戸市	二戸市福岡字長嶺の一部及び堀野字三十刈
奥州市	奥州市水沢区台町、泉町、朝日町、東中通り、東大通り、太日通り、真城字大槻並びに黒石町字山内及び字正法寺の各一部、江刺区梁川字道合及び藤里字前田の各一部並びに江刺区梁川字中宿、字深田、字最中沢、字新地野及び字長根並びに藤里字沢田、字寺田及び字上小屋
葛巻町	岩手郡葛巻町田部字下冬部、字尻高及び字外平
滝沢村	岩手郡滝沢村鶴飼字鬼越の一部
金ヶ崎町	胆沢郡金ヶ崎町永沢の一部
大槌町	上閉伊郡大槌町金澤第35地割及び第37地割
山田町	下閉伊郡山田町船越第18地割の一部及び第19地割から第21地割まで
田野畑村	下閉伊郡田野畑村長根、日蔭、一の渡及び萩牛
一戸町	二戸郡一戸町面岸字一本木、根反字内ノ沢、字川向、字小根反及び字野磯鷄、女鹿字沢内、字中崎、字上女鹿、字大久保及び字焼切の一部、西法寺字大平並びに小鳥谷字上女鹿沢、字後沢及び字下女鹿沢

2 調査期間 平成24年4月16日から平成25年3月29日まで